

第17期 定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2019年5月30日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

■ 場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階

議決権行使期限

2019年5月29日（水曜日）午後6時まで

目次

第17期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類等	20
計算書類等	24
株主総会参考書類	29
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	

リックソフト株式会社

証券コード：4429

証券コード 4429
2019年5月14日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
大手町野村ビル8階
リックソフト株式会社
代表取締役 **大 貫 浩**
社 長

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月30日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

~~~~~  
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ricksoft.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ricksoft.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の緩やかな回復を背景に、アベノミクスにおける、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」により、企業の稼ぐ力が高まり、企業収益が過去最高となる中で、雇用・所得環境が改善し、所得の増加が消費や投資の拡大につながるという「経済の好循環」が着実に回りつつあります。

労働市場では2018年11月時点で有効求人倍率が1.63倍と1974年1月以来の高さとなり、完全失業率も2.5%と1993年8月以来の水準まで低下しており、企業の人手不足感は四半世紀ぶりの高水準となっています。好調な企業収益や人手不足を背景に、企業の設備投資は増加を続け、賃金も緩やかに増加しており、個人消費も、自然災害の影響で一時的な下振れがあったものの、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しを続けています。

物価については、人件費の上昇や原材料価格の上昇などを背景に2017年後半から緩やかな上昇がみられたものの、2018年半ばからは上昇テンポが鈍化しており、他方で、2018年に入ってからは、これまで高い伸びを続けてきた情報関連財を中心に輸出の伸びが鈍化する中で、米中間の通商問題や英国のEU離脱の行方など海外経済に関する不確実性が高まっており、先行きの不透明感の高まりには注意が必要な状況となっています。

今回の景気回復を牽引している大きな推進力としては、以下の3点が挙げられます。

1点目は、世界経済の同時回復、2点目は、企業収益の改善と旺盛な設備投資需要、そして、3点目は、景気回復の長期化もあり、雇用・所得環境が大幅に改善している点です。雇用情勢は着実に改善しています。また、失業者数も減少を続けており、リーマンショック後に一時期大きく増加した失業期間が1年以上の完全失業者の数、割合ともに減少しており、多くの人々が働く場を得やすくなっています。ただし、人手不足感の高まりによる負の影響が一部の企業ではみられていること、また雇用のミスマッチも依然として残っている点には留意が必要です。こうした中で、賃上げ率は5年連続で高い水準となり、一人当たりの賃金は緩やかに増加しています。こうした雇用・所得環境の改善は消費の持ち直しにつながっていると考えられます。

情報・通信、情報サービスの分野においては、1990年代半ばからのインターネットと携帯電話の急激な普及により、先進国にとどまらず、途上国にも情報化の波が押し寄せました。このように国境を越えた情報通信ネットワークの形成が進み、さらにスマートフォンが世界的に普及した結果、人々の意識や行動の範囲が時間や場所を越えて世界的な広がりを持つことになり、世界中で様々な変化、成長、進歩の機会が拡大することとなりました。

近年、ICT（Information and Communications Technology：情報通信技術）はより進化しています。インターネット利用の増大とIoT（Internet of Things：モノのインターネット）の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータ（Big Data：ビッグデータ）の生成、収集、蓄積が進みつつあります。それらデータのAI（Artificial Intelligence：人工知能）による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造につなげることができます。

これは現実世界の変化にとどまらない、IoTによって現実世界からより多くの情報が収集できると、サイバー空間においても、現実世界の状況をより詳細に再現することができるようになり、また、サイバー空間の情報に現実世界の情報が合わさることによって、これまでとは異なる視点や考え方も生まれることで、現実世界のみでは困難だった複雑な原因の解明や将来予測、最適な対策・計画を検討することも可能となります。

現在は、このような「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション（注）」が進みつつある時代にあるといえます。この変化は段階を経て社会に浸透し、大きな影響を及ぼすこととなる。まず、インフラ、制度、組織、生産方法など従来の社会・経済システムに、AI、IoTなどのICTが導入され、次に、社会・経済システムはそれらICTを活用できるように変革されます。

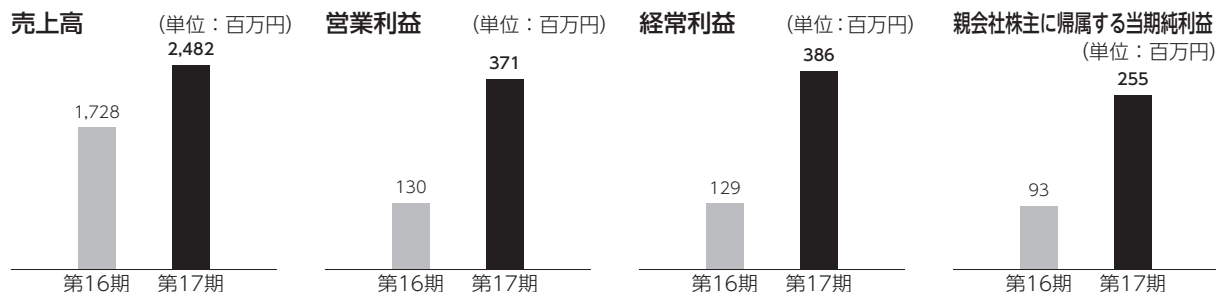
このようにデジタルトランスフォーメーションが進展することによって、特定の分野、組織内に閉じて部分的に最適化されていたシステムや制度等が社会全体にとって最適なものへと変貌すると予想されます。

このような状況の中、当社は「ライセンス&SIサービス」・「クラウドサービス」・「ソフトウェア開発サービス」の3つの業務において業績を順調に伸展させ、2019年2月26日に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,482,856千円（前連結会計年度比43.7%増）、営業利益371,436千円（同183.9%増）、経常利益386,245千円（同197.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益255,646千円（同174.5%増）となり、増収増益となりました。

今後も全役職員が一丸となり、既存顧客の深耕と新規顧客の獲得による受注拡大を図ってまいります。

(注) デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) : 「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱したとされる。



## (2) 資金調達の状況

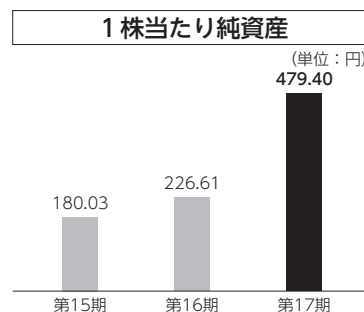
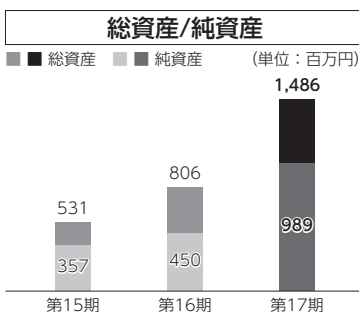
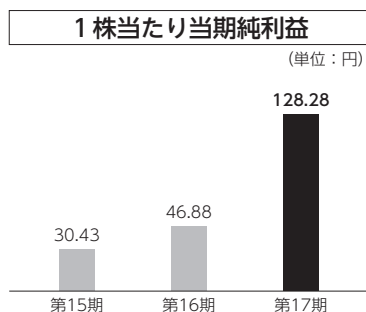
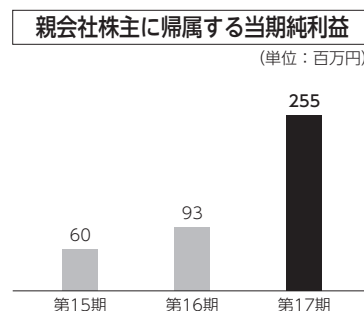
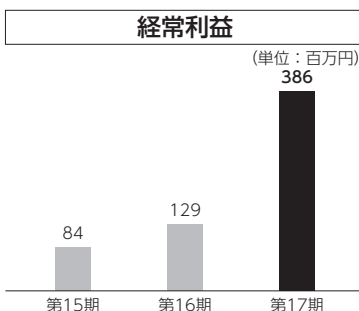
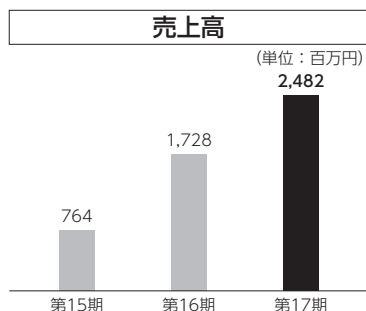
当社は、2019年2月26日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資による売出しにより総額282,992千円の資金調達を行いました。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 2017年2月期<br>第15期 | 2018年2月期<br>第16期 | 2019年2月期<br>第17期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高                 | 764,367千円        | 1,728,256千円      | 2,482,856千円                   |
| 経常利益                | 84,877千円         | 129,827千円        | 386,245千円                     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 60,455千円         | 93,145千円         | 255,646千円                     |
| 1株当たり当期純利益          | 30.43 円          | 46.88 円          | 128.28 円                      |
| 総資産                 | 531,057千円        | 806,023千円        | 1,486,684千円                   |
| 純資産                 | 357,757千円        | 450,321千円        | 989,463千円                     |
| 1株当たり純資産            | 180.03 円         | 226.61 円         | 479.40 円                      |

(注) 1. 2017年2月期は決算期の変更により、2016年7月1日から2017年2月28日までの8ヶ月間となります。

2. 2018年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2019年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは継続的な成長を目指すため、対処すべき課題を以下のとおり設け、その実現のための施策を実施してまいります。

##### ①事業基盤の強化、優秀人材の確保

会社の全体的な収益拡大を行うために、Atlassian製品及びAlfresco製品やTableau製品などAtlassian製品以外の先進的ツールの活用を促すことのできる優秀な営業部員、開発やコンサルティングを担うことのできる高い技術力を伴う人材（プリセールスSE）の確保が必要となっております。また、ソフトウェア開発業務の製品ラインナップを拡充対応できるマネージャークラスの人材は内部昇格を中心に拡大を進めていますが、これまでどおり開発要員も必要となっております。クラウド業務に関しては、市場の規模拡大に伴い、RickCloudに対するお客様企業からの引き合いも継続して増加しているため、当社内のクラウドシステム構築の経験・スキルは今まで以上に必要となってきました。なお、同業務遂行・拡大には24時間365日のサービス運用が伴うため、増員が急務となっております。

優秀な人材の確保につきましては、各種採用広告媒体やWebでのコミュニケーションツールを利用しながら引き続き採用活動を行ってまいります。

当社は、2020年2月期中には「等級・評価・賃金」の三本柱を中心に新人事制度の運用をスタートさせる予定です。公平公正な評価や昇級、外部環境を意識した賃金体系と見える化を実施することにより、従業員のモチベーションアップが事業の成長に寄与することと確信しております。また、事業の安定化とお客様からの信頼度を高めることを兼ね、認定資格（「Atlassian Certified Professional (ACP)」、「Alfresco Certified Engineer (ACE)」をはじめAWSやTableau）の取得については、さらなる認定者数のアップに努めます。その他、要員規模の拡大に伴い法令対応してきた、産業医・衛生委員会の設置、メンタルヘルス対策をはじめ、定期的な社員満足度調査の実施を通じて、適切な対策を施し従業員が安心して働ける健康的・衛生的な職場環境を築いてまいります。



## ②海外での売上拡大に向けてのマーケティング強化とブランド力の向上

ソフトウェア開発業務に関しては、日本のみならず海外への売上拡大も見据えた製品開発（各種言語に対応等）を行っています。海外のライバル会社に負けない製品を開発するためクラウド技術とUI/UX力を強化させてまいります。また、国内マーケティングとは異なる海外子会社による海外マーケティング活動を一部日本から実施している段階です。今後担当者の米国赴任により海外ベンダーとの関係を強化するなど、売上拡大につなげてまいります。海外子会社は当社の製品を「価値あるツール」として世界に広めるというブランド力の向上も担っております。

## ③収益基盤の多様化

当社グループは、Atlassian関連事業に特化し、Atlassianの担うプロジェクト管理ツール・コミュニケーションツール市場の拡大するビジネススタイルを着実に実行し、今日の成長につなげてまいりました。同市場への依存度は当面の間高水準で推移していくと予測されます。従って、Atlassianの担う同市場に変化が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。中長期的にはAtlassian製品以外（Alfresco製品、Tableau製品等）の先進的なツールの売上を高めていく必要があると考えております。また、市場が拡大し、お客様からの要望が高まるクラウドサービス業務やソフトウェア開発業務については、Atlassian製品以外を取り扱う取り組みを一層進行させてまいります。

## ④経営管理体制の強化

当社グループは、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して素早くかつ柔軟な対応が可能な組織運営をするため、経営管理体制の更なる強化を図ってまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の構築、セキュリティ対策の強化、企業コンプライアンスなど全役員・従業員が高いレベルの意識を持って取り組めるように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金         | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                   |
|----------------|-------------|---------|---------------------------|
| Ricksoft, Inc. | 100,000 米ドル | 100.0 % | 当社が開発するソフトウェアの海外販売並びに関連業務 |

また、当社は非連結子会社を1社有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、ソフトウェアのライセンス販売と導入支援ならびに、クラウドサービス、トレーニングの提供、ソフトウェア開発等を行っております。

(7) 主要な事業所の状況

本社 東京都千代田区  
西日本支社 愛知県名古屋市  
重要な子会社 Ricksoft, Inc.

(8) 従業員の状況

| 従業員数     | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|--------|--------|--------|
| 72 (2) 名 | 8名増    | 38.4 歳 | 2年11ヶ月 |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数（アルバイト社員、派遣社員を含む）は、( ) 内に外数で記載しております。  
2. 従業員数が前期末と比べて8名増加したのは、事業拡大に伴う人員の補強等によるものであります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2019年2月26日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。

## 2. 株式に関する事項（2019年2月28日現在）

(1) 発行可能株式の総数 7,948,000株

(2) 発行済株式の総数 2,063,900株

(3) 株主数 1,988名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                   | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|-------------|---------|
| H S 株 式 会 社                             | 1,000,000 株 | 48.45 % |
| N V C C 7 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合         | 257,000     | 12.45   |
| ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合                  | 160,000     | 7.75    |
| 大 貫 浩                                   | 152,500     | 7.39    |
| 山 本 隆 一                                 | 100,000     | 4.85    |
| 服 部 典 生                                 | 100,000     | 4.85    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）               | 17,800      | 0.86    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                 | 7,400       | 0.36    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL             | 2,600       | 0.13    |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 2,400       | 0.12    |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

| 項 目                 | 第 1 回新株予約権                   | 第 2 回新株予約権                   |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発 行 決 議 日           | 2016年4月28日                   | 2016年4月28日                   |
| 新 株 予 約 権 の 数       | 18,000個                      | 100個                         |
| 目的となる株式の種類及び数       | 普通株式 180,000株                | 普通株式 10,000株                 |
| 保 有 者 数             | 信託管理者である外部税理士 1名             | 当社取締役 1名                     |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 2円                           | 20円                          |
| 行 使 価 額             | 500円                         | 500円                         |
| 権 利 行 使 期 間         | 2019年11月1日から<br>2023年5月12日まで | 2019年11月1日から<br>2023年5月12日まで |

(注) 第1回新株予約権は、外部税理士を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了後に、当該時点の取締役及び従業員に交付されます。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名        | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 貫 浩     | 代表取締役    | Ricksoft, Inc. Vice President                                                               |
| 服 部 典 生   | 取締役      | ソリューション2部長                                                                                  |
| 鈴 木 俊 彦   | 取締役      | 経営管理部長                                                                                      |
| 早 川 智 也   | 取締役      | プロジェクト・オーシャン株式会社<br>代表取締役<br>株式会社ねこじゃらし 社外取締役<br>株式会社ants 社外取締役<br>株式会社ディー・オー・エム 非常勤<br>監査役 |
| ハミルトン みつる | 常勤監査役    | —                                                                                           |
| 青 木 理 恵   | 監査役      | 青木公認会計士事務所 所長<br>株式会社ドリコム 取締役監査等委員                                                          |
| 白 田 太 郎   | 監査役      | 黒澤・升村・小林法律事務所（現 公<br>智法律事務所）                                                                |

- (注) 1. 早川 智也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. ハミルトン みつる氏、青木 理恵氏、白田 太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 早川 智也氏、ハミルトン みつる氏、青木 理恵氏、白田 太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 青木 理恵氏は、公認会計士として培われた会計に関する専門知識や経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

### (社外取締役)

| 氏名    | 責任限定契約の内容                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 早川 智也 | 会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。 |

### (社外監査役)

| 氏名        | 責任限定契約の内容                                                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハミルトン みつる | 会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。 |
| 青木 理恵     |                                                                                                                       |
| 白田 太郎     |                                                                                                                       |

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役4名 44,400千円 (うち社外 1名1,200千円)

監査役4名 9,600千円 (うち社外 4名9,600千円)

(注) 上記には、2018年9月3日に退任した監査役1名(社外監査役1名)を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役早川 智也氏は、プロジェクト・オーシャン株式会社の代表取締役、株式会社ねこじやらしの社外取締役、株式会社antsの社外取締役、株式会社ディー・オー・エムの非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役青木 理恵氏は、青木公認会計士事務所の所長、株式会社ドリコム取締役監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役白田 太郎氏は、黒澤・升村・小林法律事務所(現 公智法律事務所)の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名        | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 早川 智也     | <p>(社外監査役) 2018年3月～2018年8月<br/>社外監査役退任までに開催された取締役会8回のうち8回全てに出席し、また監査役会6回のうち6回全てに出席し、IPOに関する幅広い知識と経験から適宜質問、意思表示等の発言を行っております。</p> <p>(社外取締役) 2018年9月～2019年2月<br/>就任日以降に開催された取締役会11回のうち11回全てに出席し、証券会社において培ってきた見識及び企業経営者としての豊富な経験に基づき、多様な視点から発言を行っております。</p> |
| 監査役 | ハミルトン みつる | <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回全てに出席し、また監査役会12回のうち12回全てに出席し、コンプライアンス及びガバナンスの観点から、適宜質問、意思表示等の発言を行っております。</p>                                                                                                                                                  |
| 監査役 | 青木 理恵     | <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回全てに出席し、また監査役会12回のうち12回全てに出席し、会計に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表示等の発言を行っております。</p>                                                                                                                                                      |
| 監査役 | 白田 太郎     | <p>就任日以降に開催された取締役会11回のうち11回全てに出席し、また監査役会6回のうち6回出席し、法務に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表示等の発言を行っております。</p>                                                                                                                                                           |

## 5. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

|                                 | 報 酬 等 の 額 |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 16,800千円  |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,300千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」（コンフォートレター）作成業務の対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### 【体制の概要】

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定めています。
- ・当社のコンプライアンス体制を以下のとおりとしています。
  - ①会社の内部管理体制の有効性の確保を図るため、コンプライアンス担当責任者を設置し、経営管理部長がこれにあたっています。
  - ②コンプライアンス担当責任者の役割は以下のとおりです。
    - ・コンプライアンスに係る取組みを推進します。
    - ・コンプライアンスに関する研修等を実施します。
    - ・監査役と連携して役職員がコンプライアンスを遵守しているか調査を実施し、問題がある場合には改善を指示します。
    - ・コンプライアンス違反の事例が発生した場合は、事実関係を調査の上、コンプライアンス違反の事実が認められれば、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応し、再発防止策を検討します。
    - ・取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談・通報を適正に処理できる体制として、相談外部窓口を設置しています。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載し、法令に基づき保存しています。
- ・取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定めています。
- ・文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定めています。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備しています。

- ・当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生防止、発生したリスクへの対処を統括的に行います。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要がある場合には適宜臨時取締役会を開催することとしています。
  - ・取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行いません。
- e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行います。
  - ・内部監査担当者は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証します。
- f 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
  - ・上記cの損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
  - ・子会社における職務執行に関する権限及び責任について、関係会社管理規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
  - ・コンプライアンス規程は当社グループに適用し、当社グループの法令遵守に関する体制は経営管理部が統括します。
  - ・当社の内部監査部は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

- g 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとします。
  - ・ 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならないものとします。
  - ・ 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとし、監査役補助者は監査役の指示に従うものとします。
- h 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告します。又、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとします。
- ・ 重要な機関決定事項
  - ・ 経営状況のうち重要な事項
  - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・ 内部監査状況及び損失の危機に関する重要事項
  - ・ 重大な法令・定款違反
  - ・ その他重要事項
- i 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
  - ・ 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができます。

- j 上記h、iの報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、当該報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止します。
- k その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会規程に則り、監査役の職務分担、代表取締役との定期的な会合、内部監査部及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
- l 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針  
監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行います。
- m 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
反社会的勢力排除に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定めています。

#### 【運用状況の概要】

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用を行っております。また、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性の向上を図っております。さらに、常勤監査役については、社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、内部監査についても定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,384,780</b> | <b>流動負債</b>     | <b>479,157</b>   |
| 現金及び預金          | 1,037,007        | 買掛金             | 135,138          |
| 売掛金             | 292,381          | 未払法人税等          | 123,419          |
| 電子記録債権          | 3,400            | 前受金             | 108,950          |
| 仕掛品             | 26,122           | 賞与引当金           | 21,500           |
| 繰延税金資産          | 11,751           | その他             | 90,148           |
| その他             | 14,117           | <b>固定負債</b>     | <b>18,064</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>101,904</b>   | 繰延税金負債          | 3,408            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>37,655</b>    | 資産除去債務          | 14,656           |
| 建物              | 39,888           | <b>負債合計</b>     | <b>497,221</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 15,159           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| その他             | 463              | <b>株主資本</b>     | <b>989,656</b>   |
| 減価償却累計額         | △17,854          | 資本金             | 236,546          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,855</b>     | 資本剰余金           | 271,546          |
| のれん             | 4,557            | 利益剰余金           | 481,564          |
| その他             | 5,298            | その他の包括利益累計額     | △230             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>54,392</b>    | 為替換算調整勘定        | △230             |
| 敷金              | 53,422           | <b>新株予約権</b>    | <b>38</b>        |
| その他             | 970              | <b>純資産合計</b>    | <b>989,463</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,486,684</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,486,684</b> |

# 連結損益計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,482,856 |
| 売上原価            |         | 1,473,775 |
| 売上総利益           |         | 1,009,080 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 637,644   |
| 営業利益            |         | 371,436   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 79      |           |
| 為替差益            | 12,077  |           |
| 販売奨励金           | 4,354   |           |
| 助成金収入           | 2,040   |           |
| 受取返還金           | 2,582   |           |
| その他             | 1,271   | 22,404    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 121     |           |
| 株式交付費           | 1,910   |           |
| 株式公開費用          | 5,563   | 7,595     |
| 経常利益            |         | 386,245   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 386,245   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 132,777 |           |
| 法人税等調整額         | △2,179  | 130,598   |
| 当期純利益           |         | 255,646   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 255,646   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |         |         |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本合計  |
| 当連結会計年度期首残高         | 95,050  | 130,050 | 225,917 | 451,017 |
| 当期変動額               |         |         |         |         |
| 新株の発行               | 141,496 | 141,496 |         | 282,992 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 255,646 | 255,646 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         |         |         |
| 当期変動額合計             | 141,496 | 141,496 | 255,646 | 538,638 |
| 当連結会計年度末残高          | 236,546 | 271,546 | 481,564 | 989,656 |

|                     | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|-------------|---------------|-------|---------|
|                     | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |       |         |
| 当連結会計年度期首残高         | △733        | △733          | 38    | 450,321 |
| 当期変動額               |             |               |       |         |
| 新株の発行               |             |               |       | 282,992 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |             |               |       | 255,646 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 503         | 503           |       | 503     |
| 当期変動額合計             | 503         | 503           | —     | 539,142 |
| 当連結会計年度末残高          | △230        | △230          | 38    | 989,463 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月12日

リックソフト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 昇 ㊤

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 徹 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リックソフト株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リックソフト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年1月22日及び2019年2月7日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議し、2019年3月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,349,720</b> | <b>流動負債</b>     | <b>473,251</b>   |
| 現金及び預金          | 1,000,359        | 買掛金             | 135,138          |
| 売掛金             | 290,300          | 未払費用            | 5,747            |
| 電子記録債権          | 3,400            | 未払法人税等          | 117,789          |
| 仕掛品             | 26,122           | 前受金             | 108,950          |
| 前払費用            | 10,168           | 賞与引当金           | 21,500           |
| 繰延税金資産          | 11,751           | 未払金             | 34,950           |
| その他             | 7,619            | 預り金             | 7,307            |
| <b>固定資産</b>     | <b>113,104</b>   | その他             | 41,867           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>37,655</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>18,064</b>    |
| 建物              | 39,888           | 繰延税金負債          | 3,408            |
| 工具、器具及び備品       | 15,159           | 資産除去債務          | 14,656           |
| その他             | 463              | <b>負債合計</b>     | <b>491,316</b>   |
| 減価償却累計額         | △17,854          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,855</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>971,471</b>   |
| のれん             | 4,557            | 資本金             | 236,546          |
| ソフトウェア          | 5,298            | 資本剰余金           | 271,546          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>65,593</b>    | 資本準備金           | 271,546          |
| 敷金              | 53,223           | <b>利益剰余金</b>    | <b>463,379</b>   |
| 関係会社株式          | 11,400           | その他利益剰余金        | 463,379          |
| 出資金             | 10               | 繰越利益剰余金         | 463,379          |
| その他             | 960              | <b>新株予約権</b>    | <b>38</b>        |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,462,825</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>971,509</b>   |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,462,825</b> |

# 損益計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,446,808 |
| 売上原価         |         | 1,505,232 |
| 売上総利益        |         | 941,575   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 590,032   |
| 営業利益         |         | 351,543   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 79      |           |
| 為替差益         | 11,935  |           |
| 販売奨励金        | 4,354   |           |
| 助成金収入        | 2,040   |           |
| その他          | 1,380   | 19,789    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 121     |           |
| 株式交付費        | 1,910   |           |
| 株式公開費用       | 5,563   | 7,595     |
| 経常利益         |         | 363,737   |
| 税引前当期純利益     |         | 363,737   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 126,478 |           |
| 法人税等調整額      | △2,179  | 124,299   |
| 当期純利益        |         | 239,437   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |                 |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金       |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |
|                             |         |           |               | 繰 越 利 益 剰 余 金   |
| 当事業年度期首残高                   | 95,050  | 130,050   | 130,050       | 223,941         |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |               |                 |
| 新株の発行                       | 141,496 | 141,496   | 141,496       |                 |
| 当期純利益                       |         |           |               | 239,437         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |           |               |                 |
| 事業年度中の変動額合計                 | 141,496 | 141,496   | 141,496       | 239,437         |
| 当事業年度末残高                    | 236,546 | 271,546   | 271,546       | 463,379         |

|                             | 株 主 資 本       |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
|                             | 利 益 剰 余 金     | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
|                             | 利 益 剰 余 金 合 計 |             |           |           |
| 当事業年度期首残高                   | 223,941       | 449,041     | 38        | 449,079   |
| 事業年度中の変動額                   |               |             |           |           |
| 新株の発行                       |               | 282,992     |           | 282,992   |
| 当期純利益                       | 239,437       | 239,437     |           | 239,437   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |               |             |           |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 239,437       | 522,429     | －         | 522,429   |
| 当事業年度末残高                    | 463,379       | 971,471     | 38        | 971,509   |

独立監査人の監査報告書

2019年4月12日

リックソフト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 昇 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 徹 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リックソフト株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年1月22日及び2019年2月7日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議し、2019年3月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月15日

リックソフト株式会社 監査役会

|           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| 常 勤 監 査 役 | ハミルトン みつる | ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 青 木 理 恵   | ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 白 田 太 郎   | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                  | 変更案                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                | 第1章 総則                                                                            |
| 第1条～第4条 (条文省略)                                                                        | 第1条～第4条 (現行どおり)                                                                   |
| 第5条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | 第5条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会 (削除)<br>(3) 会計監査人 |
| 第2章 株式                                                                                | 第2章 株式                                                                            |
| 第6条 (条文省略)                                                                            | 第6条 (現行どおり)                                                                       |
| 第7条 (自己の株式の取得)<br>当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>          | (削除)                                                                              |
| 第8条～第11条 (条文省略)                                                                       | 第7条～第10条 (現行どおり)                                                                  |
| 第3章 株主総会                                                                              | 第3章 株主総会                                                                          |
| 第12条～第18条 (条文省略)                                                                      | 第11条～第17条 (現行どおり)                                                                 |

| 現行定款                                                                                              | 変更案                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>                                                  | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>                                                         |
| <p>第19条（員数）<br/>当会社の取締役は、5名以内とする。</p>                                                             | <p>第18条（員数）<br/>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、5名以内とする。</p>                                                    |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p>                                                           | <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>                                                                       |
| <p>第20条（選任方法）<br/>取締役は、株主総会において選任する。</p>                                                          | <p>第19条（選任方法）<br/>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p>                                      |
| <p>2（条文省略）<br/>3（条文省略）</p>                                                                        | <p>2（現行どおり）<br/>3（現行どおり）</p>                                                                             |
| <p>第21条（任期）<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                         | <p>第20条（任期）<br/>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>               |
| <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                               | <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                   |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p>                                                           | <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>                 |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p>                                                           | <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>第22条～第23条（条文省略）</p>                                                                            | <p>第21条～第22条（現行どおり）</p>                                                                                  |
| <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第23条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>              |
| <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                          | <p>2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                      |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役会の議事録)<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>第30条 (員数)<br/>当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第31条 (選任方法)<br/>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条 (任期)<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条 (常勤監査役)<br/>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p><u>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</u><br/>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役会の議事録)<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>第34条 (監査役会の招集通知)<br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                                            | (削除) |
| <p>第35条 (監査役会の決議方法)<br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                                                              | (削除) |
| <p>第36条 (監査役会の議事録)<br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                                                                                                                                                      | (削除) |
| <p>第37条 (監査役会規程)<br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                                                             | (削除) |
| <p>第38条 (報酬等)<br/> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                      | (削除) |
| <p>第39条 (監査役の責任免除)<br/> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | (削除) |

| 現行定款                                | 変更案                                                                                   |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                | 第5章 監査等委員会                                                                            |
| (新設)                                | 第30条 (監査等委員会の招集通知)                                                                    |
|                                     | 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                  |
|                                     | 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。                                     |
| (新設)                                | 第31条 (監査等委員会の決議方法)                                                                    |
|                                     | 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                             |
| (新設)                                | 第32条 (監査等委員会の議事録)                                                                     |
|                                     | 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| (新設)                                | 第33条 (監査等委員会規程)                                                                       |
|                                     | 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                    |
| 第6章 会計監査人                           | 第6章 会計監査人                                                                             |
| 第40条～第41条 (条文省略)                    | 第34条～第35条 (現行どおり)                                                                     |
| 第42条 (報酬等)                          | 第36条 (報酬等)                                                                            |
| 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                 |

| 現行定款                                                | 変更案                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>           | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                                                                         |
| <p>第43条 (条文省略)</p>                                  | <p>第37条 (現行どおり)</p>                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>             | <p>第38条 (剰余金の配当等の決定機関)</p>                                                                                        |
| <p>第44条 (剰余金の配当の基準日)</p>                            | <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                                 |
| <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>           | <p>第39条 (剰余金の配当の基準日)</p>                                                                                          |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>             | <p>(現行どおり)</p>                                                                                                    |
| <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>              | <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p>                                                                                 |
| <p>第45条 (中間配当)</p>                                  | <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>                                                                           |
| <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p>                                                                           |
| <p>第46条 (条文省略)</p>                                  | <p>第40条 (現行どおり)</p>                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>             | <p>附則</p>                                                                                                         |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>             | <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 再任<br>おおぬき ひろし<br>大 貴 浩<br>(1970年1月24日) | 1995年4月 日本電気株式会社 入社<br>1998年11月 個人事業主（SEとしてエムエルアイ・システムズ株式会社に常駐）<br>2005年1月 リックソフト有限会社（現 当社）設立<br>代表取締役 就任（現）<br>2016年12月 米国法人 Ricksoft, Inc. 設立<br>Vice President 就任（現） | 152,500株            |

### 【取締役候補者とした理由】

大貴 浩氏は、当社の創業者でもあり、代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

|   |                                          |                                                                                                                                            |          |
|---|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2 | 再任<br>はっとり のりお<br>服 部 典 生<br>(1969年2月4日) | 1989年4月 東海テクノシステム株式会社（現 デンソーテクノ株式会社） 入社<br>1999年1月 エイチ・エス・ディー有限会社 設立<br>2016年1月 当社と合併 当社執行役員 就任<br>ソリューション2部長 就任（現）<br>2017年6月 当社取締役 就任（現） | 100,000株 |
|---|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|

### 【取締役候補者とした理由】

服部 典生氏は、当社の取締役として、また、営業及び開発者の責任者として豊富な経験と実績を有しております。その知識と見識を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | 再任<br>すずき としひこ<br>鈴木俊彦<br>(1958年8月21日) | 1981年4月 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社) 入社<br>2000年10月 エムエルアイ・システムズ株式会社 出向<br>2002年10月 同社総務グループマネージャー 就任<br>2008年4月 同社e-ソリューションシステムグループマネージャー 就任<br>2010年4月 同社基盤開発グループマネージャー 就任<br>2013年4月 同社総務・資産運用システムグループマネージャー 就任<br>2014年4月 三生保険サービス株式会社 出向<br>2014年6月 同社取締役就任 総務部長委嘱<br>2016年7月 当社取締役 就任(現)<br>2018年3月 当社経営管理部長 就任(現) | —            |

【取締役候補者とした理由】

鈴木 俊彦氏は、当社の取締役として、また、経営管理部などの管理系部門の責任者として豊富な経験と実績を有しております。その知識と見識を活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

|   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 4 | 再任<br>はやかわ ともや<br>早川智也<br>(1976年9月2日) | 2001年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社) 入社<br>2006年3月 プロジェクト・オーシャンLLP 設立 代表パートナー 就任<br>2009年6月 プロジェクト・オーシャン株式会社 設立 代表取締役 就任(現)<br>2011年9月 株式会社SpinningWorks 社外取締役 就任<br>2013年3月 株式会社ねこじゃらし 社外取締役 就任(現)<br>2013年9月 株式会社ants 社外取締役 就任(現)<br>2016年3月 株式会社ディー・オー・エム 監査役 就任(現)<br>2016年10月 当社監査役 就任<br>2018年9月 当社取締役 就任(現) | — |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

【社外取締役候補者とした理由】

早川 智也氏は、経営者としての知識と見識を有しているその経歴を通じて幅広い視点からの意見を期待するとともに、その知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

【取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8ヶ月であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 早川 智也氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、早川 智也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。  
4. 早川 智也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>ハミルトン みつる<br>(1976年10月4日) | 1999年4月 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社<br>2002年7月 ハートフォード生命株式会社(現 オリックス生命保険株式会社) 入社<br>2006年7月 アーンストアンドヤング・ファイナンシャル・サービシーズ 入社<br>2008年7月 プルデンシャル・ファイナンシャルインク 日本駐在員事務所 入社<br>2015年2月 株式会社アクトコール 入社<br>2016年4月 当社常勤監査役 就任(現) | —                   |

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

ハミルトン みつる氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、内部監査に関する深い見識を有しており、当社の社外監査役としての職責を果たしております。その豊富な経験、知見等を当社の経営の監督及び監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

#### 【取締役候補者が社外監査役に就任してからの年数】

ハミルトン みつる氏は現在当社の社外監査役であります。当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年1ヶ月であります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2     | <p><b>新任</b></p> <p>青木 理恵<br/>(1970年10月9日)</p> | <p>1995年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2000年7月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株式会社 (現 大和証券株式会社) 入社</p> <p>2004年4月 青木公認会計士事務所開設 (現)</p> <p>2010年6月 株式会社ドリコム 社外監査役</p> <p>2013年11月 株式会社ジーニー 常勤監査役就任</p> <p>2015年6月 株式会社ドリコム 取締役監査等委員 (現)</p> <p>2018年2月 当社監査役 就任 (現)</p> | —            |

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】**

青木 理恵氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、当社の監査役としての職責を果たしております。その豊富な経験、知見等を当社の経営の監督及び監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

**【取締役候補者が社外監査役に就任してからの年数】**

青木 理恵氏は現在当社の社外監査役であります。当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月であります。

|   |                                               |                                                                                                                                                                                                            |   |
|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 3 | <p><b>新任</b></p> <p>加藤 真理<br/>(1969年2月5日)</p> | <p>1991年3月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>1996年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2003年7月 加藤公認会計士事務所 設立 (現)</p> <p>2014年12月 株式会社スマートエデュケーション 監査役就任 (現)</p> <p>2017年10月 株式会社ビズオーシャン 監査役就任 (現)</p> | — |
|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】**

加藤 真理氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、また、他社において監査役として培われた幅広い見識を有しております。その豊富な経験、知見等を当社の経営の監督及び監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ハミルトン みつる氏、青木 理恵氏及び加藤 真理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 第1号議案「定款一部変更の件」ならびにハミルトン みつる氏、青木 理恵氏及び加藤 真理氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、金200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。なお、ハミルトン みつる氏及び青木 理恵氏は監査役として、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。
4. ハミルトン みつる氏及び青木 理恵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、第1号議案「定款一部変更の件」並びにハミルトン みつる氏及び青木 理恵氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、加藤 真理氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。



#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <b>新任</b><br>ふくかわ ひろのり<br>福川 裕徳<br>(1970年12月27日) | 1999年4月 長崎大学 経済学部 講師<br>2001年4月 長崎大学 経済学部 助教授<br>2003年8月 南カリフォルニア大学フルブライト研究員<br>2007年4月 一橋大学大学院 商学研究科 准教授<br>2012年4月 一橋大学大学院 商学研究科 教授(現) | —                   |

#### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

福川 裕徳氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、法令に定める監査等委員である取締役の人数を欠く不測の事態において、監査論を専門としている福川 裕徳氏を社外取締役とすることが適当であると判断したためであります

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 福川 裕徳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、福川 裕徳氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、新たに独立役員として届け出る予定であります。

3. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、金200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年9月16日開催の第13期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（内、社外取締役分は5,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（内、社外取締役1名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認された場合も、取締役の員数は4名（内、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額18,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

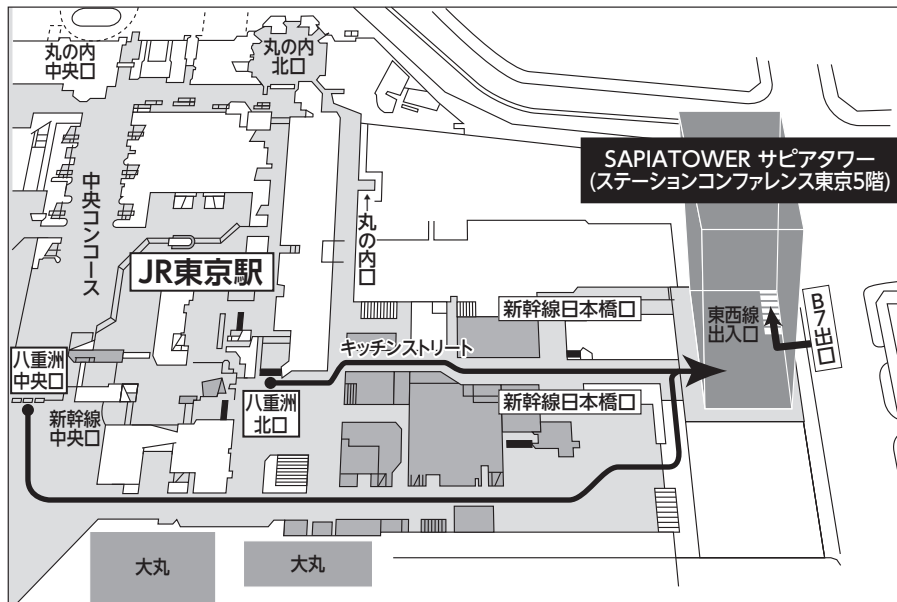
第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 5階



### 【交通のご案内】

|                        |       |
|------------------------|-------|
| J R 東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口) | 徒歩 1分 |
| J R 東京駅八重洲北口改札口        | 徒歩 2分 |
| 東京メトロ東西線大手町駅 (B7出口)    | 徒歩 1分 |

※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。